

駿遠学園管理組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、駿遠学園管理組合の共同処理する事務を変更し、駿遠学園管理組合規約を次のとおり変更するものとする。

駿遠学園管理組合規約の一部を変更する規約

駿遠学園管理組合規約（昭和43年静岡県指令地第1067号）の一部を次のように変更する。

第3条第2号中「法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）」を「法律第123号）」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第11条第2項第2号中「第4号及び第6号」を「第3号及び第5号」に改め、同項第3号を削り、同条第3項を次のように改める。

3 前項第1号に規定する人口割は、予算の属する年度の前年度の9月末日現在における住民基本台帳登録人口によるものとする。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。